

## ヨーロッパ統合過程における EDC 構想挫折の意味 (1)

——ECSC との比較論的一考察

辰 巳 浅 嗣

も く じ

はじめに

- 一、EDC・ECSC 両共同体設立の政治的意味
  - 二、設立条約における超国家性の比較検討(以下続号)
  - 三、EDC 挫折の原因——条約署名後の EDC 交渉の進展を中心として——
  - 四、ヨーロッパ統合過程における EDC 挫折の意味
- む す び

は じ め に

はじめに、本稿の主要論点とその研究意義について、少しく明らかにしておきたい。

第一に、本稿は、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体(略称 ECSC)とヨーロッパ防衛共同体(略称 EDC)との超国家性 supranationality に関する比較研究の試みである。より正確に言うならば、ECSC との比較のもとに、EDC の超国家性を査定してみようとするものである。両共同体は、ともに Jean Monnet の起案になることに象徴されるように、多くの点で共通性を有している。そのことは、たとえば、それらが提唱された歴史的契機

ならびにその政治的意図において、あるいは共同体諸機関の構成(とくに、総会と裁判所は両者の共通機関である)や、その他もろもろの条約規定において、明白である。したがって、一方が主として産業上の統合計画であり、他方が軍事的・政治的分野の統合計画であるという、機能上の相違にも拘らず、ECSC・EDC の両構想が公表されたとき、共同体関係諸国の内外において同様の反響が惹き起されたという事実は、いわば当然といえるかも知れない。いずれも、超国家的性格をもつ史上まれな国際組織として、両期的な「部門統合」の試みとして、過去数百年に亘る独仏の宿命的な対立関係に終止符を打つものとして、あるいは東西世界の冷戦激化の過程における東側陣営への産業上・軍事上の布石として、評価され、警戒もされたのである。

しかるに、今日、ECSC がEEC・EURATOM とともにヨーロッパ共同体(EC)を支える重要な支柱として発展しているのに対して、EDC 構想は、ついにフランス国民議会において批准を得ることなく、1954年8月30日、挫折を余儀なくされた。数多の類似・共通性を有しながら、ECSC は成功し、EDC は失敗に帰したのである。その原因は、いったい何に求められるべきであろうか。(筆者が両共同体の比較研究に衝き動かされるのは、まさしくこの点である。)EDC 挫折の主要原因を過度の超国家性に求めるのが、こんにち一般的な、かつ根づよい見解のように思われる。しかし、はたしてEDC は、ECSC に比してはるかに超国家的な組織であったのであろうか。まず、その超国家性についてあらためて検討を施す必要がある。実は、長期(丸4年)にわたる交渉の過程において、それはあまりにも変質せられているのである。批准の段階では、もはや ECSC との比較においても、とくにすぐれて「超国家的」とは言えなかったのではあるまいか。すでに述べたように、これが本稿における第一の論点である。この仮説の真偽を確かめ、実証するために、相当のスペースを割いて、超国家性という観点から ECSC と EDC との比較検討を試みることにしたい。

第二の論点は、もし比較研究の結果が前述の仮説の正当性を証明するものであるとすれば、それではEDC構想挫折の真因は何に求められるべきか、ということである。この問題の究明は、決して、たんに徹視的な視点でのみ扱えられるべきではない。広くヨーロッパ統合過程のなかで、EDCの挫折がいかなる意味をもつか、という観点から考察されねばならないであろう。それがその後のヨーロッパ統合運動にもたらした影響は、きわめて大きい。EDC構想の意義は、挫折の事実・に存するというより、むしろそれがその後の統合運動にたいしてひき起した多大の方向転換に求められようと言っても、必ずしも過言ではあるまい。たとえば、今日、ヨーロッパ共同体が一貫して漸進主義的・機能主義的・現実主義的な方法(いわゆる「共同体方式」‘Community Method’)によって統合の推進を図るのは、主として、EDCの反省にもとづくものであるといえよう。

したがって、本稿における第三の論点は、まずEDC構想の挫折がもたらした若干の方向転換、とりわけ方法論的転換について言及し、それが妥当であり、あるいは必要であったか、を問うことである。前述のように、EDCの性格が必ずしもすぐれて超国家的なものでないとするなら、EDC以後におけるヨーロッパ統合の方法論的方向転換は、あるいは無用ではなかったろうか、という疑問さえ生じるのである。近時、イギリスの加盟・脱退問題、いわゆる石油危機、あるいは慢性的な国際金融情勢の不安定といった幾多の内憂外患を孕みながら、ヨーロッパ共同体における統合の進展は、いくぶん沈滞の傾向を示している。これは、ある意味で「共同体方式」の再検討の必要を示唆するものとはいえないであろうか。ヨーロッパ共同体が、いやしくも政治統合を前提とし、あるいはそれを目的とするものである限り、おそらく将来のある時点において、現在の漸進主義的方法から超國家的方法へと脱皮せざるを得ない時期を迎えるのではなからうか。これが、本稿の最後の主張である。要するに、本稿は、EDCとECSCとの比較を通して、「超國家的」とは何か、という問題について考え、今後

のヨーロッパ統合の方法論のあり方に言及しようとするものである。

### 一、EDC・ECSC 両共同体設立の政治的意図の共通性

ECSCの設立は、1950年5月9日、当時のフランス外相 Robert Schuman により提唱された。EDCの設立が提唱されたのは、これより5カ月半のちの10月24日、フランス首相 René Pleven によってであった。この間に朝鮮戦争が勃発したという事実は、ECSC・EDC設立の前後における国際的緊張の昂まりを示すものとして、きわめて象徴的な意味をもっている。両共同体設立の政治的意図は、あくまでも、第二次大戦後における冷戦の激化という歴史的脈絡のなかで扱われねばならないであろう。本章では、このことに留意しながら、EDCとECSCとに共通すると思われるつぎの四点について、とくに論及してみたい。(1) 冷戦の激化——ソ連への対抗、(2) 独仏和解、(3) イギリスの不参加、(4) アメリカの反応。

#### 1. 冷戦の激化——ソ連への対抗

1947年6月5日における Marshall Plan の公表以来、ヨーロッパの復興は、もっぱらアメリカの援助のもとに行なわれてきた。このことが、少なくともある時点までのヨーロッパ統合のあり方を大きく左右したことは、否めない事実である。しかしながら、ヨーロッパの復興ないし統合運動が、はじめから、つねにソ連への対抗という消極的要因によって支えられていたと断定することは正しくない。そのことを証明するいくつかの事実を指摘してみよう。

Amitai Etzioni によれば<sup>1)</sup>、1944年、ナチス占領下において、諸国の抵抗運動指導者がジュネーブに会し、大戦後のヨーロッパ合衆国の形成について討議したとき、東ヨーロッパを含むヨーロッパ諸国からなる合衆国が構想されていた。さらに戦後、47年6月5日、マーシャル・プランのもと

資料〔I〕 ‘冷戦’と西ヨーロッパ統合の主要年表(朝鮮戦争勃発まで)

	冷 戦 関 係	西ヨーロッパ統合の動向
一九四六	2.9 スターリン、原爆保有と5カ 年計画について発言(於、モ スクワ)	3. チャーチル、ヨーロッパ会議 開催主張
	3.5 チャーチル、フルトン演説	5. “ ” 9.19 チャーチル、「ヨーロッパ合 衆国」案提唱(於、チューリッ ヒ大学)
一九四七	3.12 トルーマン、封込政策発表	1. チャーチル、「ヨーロッパ連合 運動」組織(自ら初代委員長)
	7. ジョージ・ケナン、「フォーリ ン・アフエアズ」に寄稿	6.5 マーシャル・プラン発表
	8.15 大韓民国(李承晩大統領)成立	7.2 ソ連、マーシャル・プラン不 参加表明(東欧諸国、追隨)
	9.8 朝鮮民主主義人民共和国(金 日成首相)成立	
	9.末 各国共産党代表による情報会 議	
10. コミンフォルム結成		
一九四八	2.~ ベルリン情勢緊迫、チェコ・ クーデター(2月事件)	1. ベネルックス関税同盟結成
	6. ユーゴスラヴィア、コミン フォルム離脱	3.17 ブラッセル条約調印
	6.18 ベルリン封鎖(~49.5.11)	4.16 OEEC 設立、 5.7 ハーグ会議(チャーチル提唱) ~10 開催
一九四九	1.25 コメコン発足	1.28 ヨーロッパ審議会設立決定
	8.27 コメコン、第1回総会、	4.4 NATO 条約調印
	9.21 ドイツ連邦共和国成立	5. ヨーロッパ審議会規約調印
	9.23 ソ連の原爆保有、トルーマン 発表	
	10.1 中華人民共和国成立	
	10.7 ドイツ民主共和国成立	
一九五〇	2.~ ‘マッカーシー旋風’	5.9 シューマン・プラン発表
	6.25 朝鮮戦争勃発(~53.7.27)	

にヨーロッパの復興が計画されたときにも、当初は共産諸国が招待されて  
いた。マーシャル・プランは、たしかにトルーマン・ドクトリンの経済的  
相 対 物 として的一面をもつものであるが、その計画の実施はきわめて慎重  
で、政治的意図を極力ぬぐい去ろうと努められた。提唱者 George Cathett

Marshall 米國務長官は、その演説のなかで、つぎのように述べている。――  
「われわれの政策は、特定の国または主義に対抗するものではなく、飢餓、  
貧困、絶望および混乱にむけられている。」「私はヨーロッパという言葉の  
なかにはイギリスもソヴェトもふくめていた。」これは、基本的には、ソ連  
との関係の悪化を必ずしも望んでいなかった、第二次大戦直後のアメリカ  
の政策と一致するものとして理解されるべきであろう(後述)<sup>2)</sup>。但し、この  
計画の発表は、トルーマン演説(47年3月12日)の直後に行なわれたため、  
7月2日、ソ連はマーシャル・プランへの参加を拒否し、東ヨーロッパ諸  
国もこれに追隨した<sup>3)</sup>。ともあれ、これらの事実を、当初、ヨーロッパの  
復興ないし統合の計画にソ連およびヨーロッパ諸国の参加が(その真意は  
別として、少なくとも形式上は)考慮されていたことを示すものとして、  
注目に値する。

では、戦後アメリカにおいて孤立主義政策が放棄されるにいたるのは、  
いつ、どの時点においてであろうか。すなわち、アメリカが冷戦政策を明  
確に確立し、その関連のもとにヨーロッパの復興と統合を図り始めるのは、  
いつごろからであったろうか。冷戦激化の過程を跡づけてみたい。

まず、第二次大戦中および終戦直後、アメリカはなお孤立主義的政策を  
堅持し、戦後世界の構想についても、楽観的な見通しを持っていた。当時、  
アメリカはヨーロッパ統合に何ら真剣な関心を示さず、むしろ、ヨーロッ  
パ諸国家の主権回復に努めた。ドイツの敗北後、ヨーロッパ各国は蘇生し、  
ドイツが軍縮・非武装化されつづける限り、各国は相対的に存立しうる、  
東西間の緊張は米ソの直接交渉により解決できる、西ヨーロッパでは英仏  
両国がパートナーとして最終的な講和解決を図り、それら両国が国連の場  
でヨーロッパを代表するようになるであろう、というのが、戦時中、アメ  
リカが描いたヨーロッパ像であった<sup>4)</sup>。1943年3月、Winston Churchill 英  
首相がラジオ放送を通じてヨーロッパ会議開催の必要をはじめ主張した  
とき、アメリカは、英ソ両国と同様、きわめて冷淡であった。Theodore

Roosevelt 大統領としては、イギリスがやがてヨーロッパの諸問題について指導的役割を演じることを警戒し、さらに、イギリスがソ連に多大の要求をすることにより、のちにアメリカが英ソ両国の仲介役を務めねばならないことを恐れたのである<sup>5)</sup>。同様の反応は、1946年3月5日、チャーチルのいわゆる「フルトン演説」に対しても見出される。米国民にとって、チャーチルの演説は、「英国のために米国をして火中のクリを拾わせようとする試みにすぎない<sup>6)</sup>」ものと思われたのである。

そのようなアメリカの対ヨーロッパ政策が、戦後一変した理由について、深谷満雄は、つぎの三点を指摘している。(1) ローゼヴェルトの死(1945・4・12)後、トルーマンが新しく大統領になり、国務長官もハルではなくなったこと、(2) 戦後アメリカがソ連の勢力拡張を阻止する立場におかれたこと、(3) 米ソ対立による国連の機能麻痺が地域主義の立場を正当化したこと<sup>7)</sup>。どの時点でアメリカが孤立主義政策を放棄したか、それは見極めることの難しい問題であるが、おそらく47年3月12日のトルーマン演説が画期的な意味を有するものと理解されてよいであろう。均衡論の伝統をもたないアメリカが、ソ連の力とその外交政策の剛直性のもとに「(19世紀にイギリスが試みたように) 拡大しつつあるソ連勢力を均衡させる任務を帯び<sup>8)</sup>」ることを余儀なくされるのである。但し、トルーマン・ドクトリンの経済的対応としてのマーシャル・プランは、先に述べたように、なおソ連および東ヨーロッパ諸国の参加を予定するものであった。したがって、戦後アメリカにおける「モンロー主義」への完全な訣別は、その計画の発表の時点(47年6月5日)ではなく、ソ連がマーシャル・プランへの不参加を表明し、東ヨーロッパ諸国がこれに追随した時点(7月2日前後)に求められるべきであろう。事実、これにより東側諸国がヨーロッパ統合に参与しうる可能性はまったく閉ざされ、以後、ヨーロッパ統合運動は非共産諸国に限定されることになるのである<sup>9)</sup>。やがてマーシャル・プランは、1948年2月のチェコ・クーデターによる共産党政権の樹立、さら

にはフランスにおける共産主義者によるストライキ実施といった外部的要因に促され、同年4月、ヨーロッパ経済協力機構(OEEC)として結実する。この当時、すでにベルリン情勢はかなり緊張しており、OEECの成立に先立つ3月17日、西ヨーロッパ5カ国(英・仏・白・蘭・ルクセンブルグ)によりブラッセル条約が署名されているのであるが、なお欧米の人々にとってソビエトの態度は、たんに一般の関心事にすぎなかった。6月18日、ベルリン封鎖(～49年5月11日)へと発展するにおよび、同年夏にはようやくソビエトの脅威は真の戦争の脅威となるにいたり、軍事的配慮のもとにヨーロッパの統合が考慮されはじめたのである<sup>10)</sup>(因に、東側諸国では、49年1月25日、相互経済援助会議=COMECONが発足している)。この前後の時期における冷戦の加速化は、資料[I]の示す通りであり、やがて1月28日のヨーロッパ審議会 Council of Europe の成立、4月4日の北大西洋条約調印を経て、より一層の国際的緊張の激化という歴史的契機のなかで、西ドイツの再軍備がアメリカにより主張され、その潮流のもとに ECSC・EDC 両共同体の設立が提唱されるにいたるのである。1947年11月11日、John Foster Dulles 国務長官は、東ヨーロッパをひとつの統合された経済地域にすべきことを合衆国の外交策の一大目標としていたが、50年、同氏が「西ヨーロッパは独立に甘んじているばかりではない、いまや海外の投資、アジアの植民地・東ヨーロッパとの貿易を失ったからには。」と主張し<sup>11)</sup>、アメリカがヨーロッパの政治統合に積極的に乗り出す姿勢を見せたことは、まさにその数年の間に、米ソ協調の夢が破れ、西ヨーロッパの結束を促し、自らそれに積極的に関与するにいたったアメリカの政策転換を示すことばとして、重要であり、かつ興味ぶかい。

ところで、1950年5月、シューマン外相によって提唱された ECSC は、あくまでも産業部門における統合計画であり、もともと軍事的発想とは関わりのないはずのものであった。Raymond Aron によれば、提唱されたころ、それは決して反ソ的性格をもつものではなく、冷戦の道具として提案さ

ヨーロッパ統合過程におけるEDC構想挫折の意味(1)

265

れたのではない。合衆国からの独立性を維持し、かつ米ソ二大国間の平和共存に資するというのが、もともとフランスの意図するところであった<sup>12)</sup>。すなわち、当時フランスは、独仏和解のもとに、イギリスを除く新しい超国家的ヨーロッパの建設を図り、自らがリーダーとしての地位を担いながらヨーロッパを戦後世界における「第三勢力」として定着させようと試みたにすぎない。ところが、約6週間後(6月25日)の朝鮮戦争の勃発がすべてを一変させた。シューマン・プランは「ソヴェトの脅威に対する西洋の強化のシンボル<sup>13)</sup>」と化すのである。この時点で ECSC は、朝鮮戦争勃発後(8月中旬ごろから)考案され、10月24日、正式に公表された EDC 構想とまったく同様の意図をもつにいたる。たとえば、John Biggs-Davison は、ECSC とヨーロッパ軍の意図を(1)ヨーロッパの大西洋防衛の基礎として、(2)フランスとの和解における西ドイツの再軍備の枠組みとして、まったく同一平面上で取扱っている<sup>14)</sup>。またソヴェト政府においても、1951年9月11日、これら両構想につき一括抗議の形で通牒を発している。その内容は、主として「プレヴァン計画がドイツ軍国主義の復活に至るものであるのに対して、シューマン計画はその補充であり、これにより西ドイツの軍事産業を復興しようとするものであること、その背景にはアメリカの(軍事上・産業上の)侵略的意図が明確であること、さらに、以上の事実は「ドイツにおける軍需産業を破碎し、ドイツにおける独占企業を一掃するとポツダム協定が、西ドイツの占領に責任ある諸国により甚しく侵犯され、蹂躪されたことを示す」ものである、ということであった<sup>15)</sup>。ソヴェト政府による抗議は、この他、1950年12月15日、51年1月20日にも行なわれている。その抗議は、いずれも、要するに、西側諸国による西ドイツの分離・武装化政策とポツダム協定違反とに向けられていた<sup>16)</sup>。さらに EDC のばあいには、ソ連はいわゆる「平和攻勢」‘Peace offensive’を展開し、とりわけ、53年8月14日および11月26日付覚書によってフランス国民議会ででの批准阻止のために全力を尽している<sup>17)</sup>。EDC が直接的に軍事統合

266

阪南論集 第11巻第2号

を企てるものであるのに対し、ECSC は間接的に産業面からそれを補完する役割を荷うという点で若干の相違は有しながらも、両共同体の設立は、いずれも戦後における冷戦激化の極点において推進されたという意味において、それらは歴史的契機を一にしているといえることができる。

資料〔II〕 ECSC・EDC関係の主要年表(EDC条約調印まで)

	ECSC	EDC		
一九五〇	1.30	OEEC 理事会, 基幹産業の共同管理案採択(ホフマン勧告)	8.11	欧州審議会協議総会, 欧州軍の即時創設決議
	5.3	ジャン・モネ, 草案完成	9.19	アチソン米国務長官, 西独の再軍備とその NATO への編入を主張
	5.7	シューマン仏外相, アチソン米国務長官に同案報告	10.24	プレヴァン仏首相, 仏国民議会に米案への対策提示(プレヴァン・プラン)
	5.8	仏国民議会, 同案承認(三国外相会談於ロンドン)	10.26	仏国民議会, プレヴァン・プラン承認
	5.9	「シューマン・プラン」公表	11~12	NATO 枠内で交渉
	5.15	シューマン及びモネ, NATO 理事会で英政府(アトリー首相)を説得試み	11.3	欧州審議会理事会, 8/11の総会決議棚上げ
	5.16	アデナウアー西独首相賛意表明	12.19	NATO 理事会で, 米英仏の妥協成立(スボフォード・プラン)
	5.19	トルーマン米大統領, アチソン国務長官, 賛意表明		
	5.23	アデナウアー・モネ会談, 早期実現につき意見一致		
	5.25	仏政府, 関係国政府に正式招請		
	5.27	ベルギー, 受諾回答		
	5.29	イタリア, 受諾回答		
	5.31	オランダ, 留保附, 受諾回答		
	6.3	関係6カ国政府, 商議開始につき共同公報発行		
	6.4	ルクセンブルグ, 受諾回答		
	6.9	仏政府, 改めて招請状		
	6.13	英政府, ECSC 不参加表明		
6.20	6カ国会議(於パリ)(24日まで)			
6.27	英議会, 留保附受諾案を否決			
7.4	5つの専門委員会発足			

一九五二	3.19	仮調印	1. 米側のプラン(ペーターズベルグ・プラン)を中心に検討開始 2.15 仏側のプラン(パリ・プラン)を中心に検討開始 7. このころまでに西独との再軍備交渉進展 9.14 米英仏外相会談(於、ワシントン), 米, EDC 創設支持, 決定
	4.12	6カ国外相会議(条約案の最終的検討)	
	4.18	条約及び関係9文書調印	
一九五二	7.25	条約発効	1.28 EDC 条約案起草完了
	8.10	最高機関開設(於リュルセンブルク)	2.22 同条約案, NATO 理事会(於リスボン)で承認
			5.9 仮調印
			5.27 条約調印

資料〔Ⅲ〕 EDC 関係の主要年表(条約調印以後)

一九五三	9. ?	ピネー仏内閣, EDC 批准延期決定(11月の米大統領選挙まで)
	12.23	マイエル仏内閣成立(右傾化)
一九五三	1.6	マイエル仏首相, 就任演説
	1.23	イーデン英外相, EDC への協力強化約束
	2.11	仏, 関係各国に追加議定書案提出
	2.25	6カ国外相会談(於ローマ)
	3.24	中間委, 妥協成立(6カ国に不満残す)
	4.23	第11回 NATO 理事会で関係諸国が上記 妥協承認
	6.18	議定書の内容公表
	9.15	英, 対独提案
	10. 上旬	チャーチル積極的言説
	一九五四	4.13
6. ?		マンデス・フランス仏内閣成立6カ月会議(於ブラッセル),
8.19~22		マンデス・フランス, 新提案, 他の5カ国反対
8.30		仏国民議会, EDC 批准法案審議否決(319 vs. 264)
一九五五	5.5	パリ協定発効, 西ドイツ, NATO に加盟西欧連合(WEU) 発足

因に, ECSC では, 52.7.25 条約調印後, 翌 53.2.10 石炭共同市場が, 4.10 鉄鋼共同市場が, それぞれ発足している。

2. 独仏和解

シューマン・プランとプレヴァン・プランは, ともに独仏和解のシンボルとして共通の意義を有する。前者が独仏の石炭・鉄鋼産業を上級の国際機関の管理下にプールすることにより, 西ドイツに軍事的侵略の機会を与えることなく, しかも西ヨーロッパの経済復興に寄与させるための妙案であったと同様, 後者もまた, 西ドイツの軍隊を完全に国際機関の管理下におくことにより独自の再軍備を認めることなく, しかも火急の西ヨーロッパ防衛にその国を貢献させようとするものであった。それはまた, 西ドイツの再軍備を凶り, 独仏和解を望んだアメリカにたいする回答である点においても, 共通していた。やや詳細に, それぞれについて検討してみたい。まず ECSC について述べてみよう。

ECSC の直接のねらいは, 先に述べたように, 石炭・鉄鋼産業を国際管理下におくことで西ドイツ抬頭の懸念を除去し, そのもとでルール重工業を復興させることによりヨーロッパの再建を図ることであった。(石炭・鉄鋼生産についていえば, ベネルルクス三国は自給自足が可能, フランスとイタリアはドイツの石炭を輸入, ドイツはフランスから鉄鋼を輸入せねばならない, という状況であった。) ドイツにとってシューマン・プランがほぼ満足のいくものであったのは, 51年12月21日, シューマン・プランの発足を前に, ルール国際管理が終了し, 西ヨーロッパの基幹産業の共同管理にフランスとほぼ平等の条件で参加することができたことである<sup>18)</sup>。但し, ザール帰属問題についてはなお解決しておらず, ECSC 総会にザール地域代表がフランス代表の一員として参加することについて, ドイツは重大な留保を付さざるを得なかった<sup>19)</sup>。他方, フランスの対独政策という視角からみれば, シューマン構想は, 入江啓四郎の指摘の通り「フランスに対するドイツの脅威を減殺することであり, 第一に政治的及び心理的効果として, 実質的にドイツを均等者として待遇し, かつフランス及びドイ

ツが肩を並べて、ヨーロッパ大陸の指導的核心を形成するものとして、両国の犬猿的对立性を解消すること、第二に、石炭及び鉄鋼の単一市場を形成して、西欧にたいするドイツの紐帯を強化し、引締めること、第三に共同の最高機関を設置して、ドイツの重工業の基礎に立つことを防止することである<sup>20)</sup>。とりわけ、フランスはドイツの重工業が過度に復興することを恐れた。それは、いうまでもなく普仏戦争および兩次の世界大戦の経験から生じた根づよい対独不信感にもとづくものであった。ゆえにこそ、ECSCは超国家的な最高機関を備えた組織として提案されたのである。

EDCがこの点においてECSCとまったく同様であることは、論を俟たない。50年9月19日、アチソン米國務長官がNATO理事会において、西ドイツの再軍備とそのNATO体制への編入を主張したとき、フランスは西ヨーロッパの防衛強化の必要は是認しながらも、当時なお根づよい対独不信感のために、極度のジレンマに陥った。その結果が、ドイツ部隊を完全に吸収・包含することのできる超国家的共同体設立の提唱であり、そのためには自国もまたその超国家機関により主権拘束を被ることをも辞さない、というのが、当初のフランスの態度であったといえよう。これは、いわば軍事面におけるECSC方式の採用と行うことができるであろう(因に、これらは、いずれもジャン・モネの発案になる<sup>21)</sup>)。これは問題解決のための妙案というより、むしろレイモン・アロンが指摘するように、二重の意味における妥協、すなわち、①ドイツ再軍備に反対するフランスの政府および議会と、外からの(とくにアメリカの)圧力との間における、②再軍備に強力に反対する仏閣僚(たとえば Jules Moch)と、原則に忍従する閣僚との間における妥協にほかならない。(そして、この妥協を支えたものこそ、ヨーロッパ統合の価値に対する信念と、超国家的権力がヨーロッパ再建の基礎であるとの理論であった。)フランス政府にとってECSC交渉は、この歴史的ジレンマに対する苦悩の歴史であり、すなわち将来におけるドイツの軍事的強大化の可能性をいかに抑制するかが、フラ

ンスのもっぱらの関心事であった。のちの交渉における英米にたいする参加ないし協力強化の要請<sup>23)</sup>も、その意味において対独不信感の一表現にすぎない。

したがって、EDC設立条約における西ドイツの地位は、明らかに不平等なものであった。吉村健蔵はその主要な例として、つぎの四点を指摘している。すなわち、「第一に、EDCに対する西ドイツの寄与として計画された12カ師団のうち、10カ師団は、ドイツ人ではない司令官によって指揮される軍団に統合され、第二に、西ドイツは、EDCに提供する12カ師団外に兵員を徴募し、訓練することを禁ぜられ、第三に、西ドイツは、NATOへの加入を拒否され、第四に、西ドイツは、原子兵器、化学兵器および生物学兵器の製造を禁止されていた<sup>24)</sup>。」しかしながら、何よりも西ドイツは占領体制の終結による主権の回復を望んでいた時代であるので、これに合意、調印したのである。事実、ドイツは若干の主権拘束を被りながらも、調印の前日(52年5月26日)、ボン平和協約(正式には「三国およびドイツ連邦共和国間の関係に関する協約」)が調印され、EDC条約が批准さえされれば、同時発効が予定されていた。さらに、ドイツは直接NATOへの加入を容認されなかったものの、条約本文<sup>25)</sup>および「欧州防衛共同体と北大西洋条約機構との関係に関する議定書」において、NATO加盟国とEDC加盟国との密接な相互防衛の取極がなされていたことにより、実質的にはその軍事的保障を享受しうることになっていた。このように、独仏和解の実現のために各国政府(ないし国民)に対して種々の配慮が配られていたにも拘らず、ついにEDC条約はフランスにおいて批准をみることなく崩壊した。

### 3. イギリスの不参加

1948年1月22日、Earnest Bevin 英外相は戦後イギリスの外交政策について三つの原則を提示した。それは、(1)ある一国によるヨーロッパ支配

ヨーロッパ統合過程におけるEDC構想挫折の意味(1)

271

への反対、(2) 勢力均衡策の拒否、(3) 四大国間の協力の確立ということであった。しかし、45年以降、四大国間の協力体制は崩壊し、東ヨーロッパに対するソ連の規制力が強化されている歴史的状況の中で、この原則は永続せず、Earnest Bevin 外相は 'a consolidation of Western Europe'<sup>28)</sup> を要請するにいたる。すなわち、戦後ヨーロッパの凋落とソ連の抬頭のまゝに、イギリスは西ヨーロッパの団結の強化を痛感し、47年、ダンケルク条約、48年、ブラッセル条約、そして49年には北大西洋条約に署名せざるを得なくなるのである。しかしながら、内山正熊の指摘するように、それは「真の本来的統合組織にイギリスが積極的熱意を示したとはいえない」ものであり、「対ソ脅威ないし冷戦の下においての過渡的性格のもの」にすぎなかった。すなわちイギリスは、加盟諸国の自由意思を尊重し、具体的機能の遂行にあたる 'confederate institutions' の樹立は望んだが、'a European union' または 'United State of Europe' の創造には強力に反対したのである<sup>29)</sup>。当時、イギリスは大陸とのつながりよりも英連邦およびその植民地との結びつきを重んじ、また、アメリカをパートナーとしない federation には参加しないことを建前としていた。

したがって、超国家性をもつシューマン・プランが提唱(50年5月9日)されたあと、6月13日、政府は ECSC への不参加を表明し、同月27日、留保附受諾の動議が提出されたとき、イギリス議会はこれを否決した。これには、先に述べたイギリスのヨーロッパ統合観が作用したことはいうまでもないが、さらにその当時、労働党が政権の座にあったことが、この運命を決定的なものとした。アトリー労働党政府は、終戦以来すでに基幹産業の国有化に着手しており、かつ共同市場の論理に産業国有化の方針と抵触するところがあることを感じることによって、いまさら資本主義的なシューマン・プランに加担しない決意を固めたのである<sup>29)</sup>。イギリスの他、北ヨーロッパ諸国も同様に主権の制約を意味する超国家的機関の設立に反対し、さらにこの提案のなかに反共性を看取した中立諸国が参加を拒否す

272

阪南論集 第11巻第2号

ることにより、ECSC の設立は結局、大陸6カ国のみによって推進されることになった。この形体は、そのまま EDC に継受され、いわゆる 'Little Europe' による、ハードな統合のパターンがここに定着した。

当時、イギリスがプレヴァン・プランに対して示した反応は、シューマン・プランのばあいと同様、きわめて冷淡かつ消極的なものであった。その理由もまた、シューマン・プランのばあいと同様、主として、イギリスはいかなる超国家的機関にも加入しないということであったが、さらに当面の問題として、(アメリカと同様) EDC 方式によればその交渉に多大の時間が要するであろうことを恐れたためでもあった<sup>30)</sup>。

1951年10月の総選挙において保守党が勝利し、チャーチルが政権に復帰したとき、大陸諸国はイギリスのより積極的な参加を期待した<sup>31)</sup>。前年8月11日、かれがストラスブルグにおける演説のなかで「アメリカの原子力が西ヨーロッパに対するソ連の脅威を排除しているうちに、強力な欧州統合軍を設置すべきであると力説<sup>32)</sup>」したのを、記憶していたからである。いや、戦中よりヨーロッパ議会の開催を訴えつづけ、戦後のヨーロッパにおいて統合運動の口火を切ったのは、ほかならぬチャーチルそのひとであったからである。かれは、43年3月(ラジオ放送)、44年(国会演説)、45年2月(於ブラッセル)、46年3月(於米国ミズーリ州)、同年5月(於ハーグ)と、絶え間なくヨーロッパ統合、とりわけ United States of Europe 建設の必要を主張しつづけてきた。行動面においても、48年5月のハーグ会議を率先し、翌年1月25日にはヨーロッパ審議会の創設を導き、かつ、47年1月、'United Europe Movement' を組織し、その初代委員長に就任している。

それだけに、政権復帰後の保守党が、ヨーロッパ機構への参加は希望するが、連邦的機構には反対する、との従来の政策を踏襲するに終わったとき、ヨーロッパ大陸諸国は失望の色を濃くした。イギリスはやはり、アメリカとの緊密な関係と英連邦との連結の続行を選んだのである<sup>33)</sup>。

大陸諸国にとって幸いなことに、このような保守党の政策は永続しなかった。超国家的共同体を容認する Anthony Eden 外相の演説を転機として、(Alan Hovey, Jr. によれば52年の秋以後<sup>34)</sup>) イギリスの政策は重大な変化を示し始めたのである。EDC 構想にたいするイギリス政府の方針を顧みれば、それがおよそ三段階の変質・発展を遂げていることが分るであろう。第一は提唱の初めから52年夏までの、EDC に対してまったく否定的であった時期である。たとえば52年3月、Robert Anthony Eden 外相は「(防衛ならびに石炭・鉄鋼のような) いわゆる限定的な共同体は、欧州会議の枠内において発展させるべきだ<sup>35)</sup>」と主張し、英米の協力を前提とする大西洋共同体構想(いわゆる「イーデン・プラン」)を提案している。第二の段階は、いわば消極的協力の時代である。53年1月29日、イーデン外相は下院において「英国はEDCが欧州の防衛に不可欠であると考えますが、然し英国は同共同体には参加しないだろう」と述べ、3月12日、外交協会と同様のことを確認している。中川進によれば、イギリス政府は「英国陸海空軍とEDCとの軍事協力に関する覚書を署名6カ国に送ったが、之もEDC軍の訓練に関する便宜供与の程度であって、英軍の欧州軍参加についての保障を欠き各国の失望は大きかった<sup>37)</sup>」ということである。第三は、積極的協力供与の段階である。すでに、条約調印と同時に、フランスの対独不安感を拭去するために「英米仏三国共同宣言」と「イギリスとEDC諸国間の相互援助に関する条約」が調印されていたが、それでは十分とされず、53年9月22日付のイギリスによる新提案にもとづいて、翌54年4月13日、さらに「イギリスとEDCの協力に関する協定」が調印された(因に、同4月16日、アメリカとの間でも同様の趣旨が確認された)。内容の詳細な検討は省略するが<sup>38)</sup>、要するにイギリス軍とEDC軍との連絡(および、可能な限りの統合)、イギリス軍の常時大陸駐留などについての言質が交された。こうして、フランスにおけるEDC条約の批准が危うくなるにつれて、イギリスは、西ヨーロッパの防衛強化という絶対的使命

感から、自国の基本的外交政策に反しながらも、フランスの要求のままに積極的協力を是非なくされていくのである<sup>39)</sup>。

#### 4. アメリカの反応

ECSC・EDCの両構想が、国際緊張激化のなかで西ドイツの産業復興とその再軍備を図り、そのことによって西ヨーロッパ体制の強化を実現しようとするアメリカの要請によって促されたものであることは、周知の事実である。それらはまさに、このようなアメリカの要請に応えながら、同時に将来の西ドイツの抬頭を規制しようとするフランス政府の苦肉の策なのであった。しかしながら、ECSCとEDCに対するアメリカ政府の反応ないし取組み方は、実は若干の相違を示している。ヨーロッパ統合に対するアメリカの基本的政策については、すでに検討した(本稿206~208)頁なので、ここでは主としてそのことを論点としたい。

シューマン・プランが発表されたとき、直ちに(50年5月19日) Harry S. Truman 大統領、Dean Gooderham Acheson 国務長官らは賛意を表明し、議会も歓迎の意を表している。なぜならそれは、これに先立つ1月30日、OEEC 理事会において採択された基幹産業の共同管理案(ホフマン ECA 長官の勧告にもとづく)に対するヨーロッパ側の積極的的回答として受取られたからである。これに関する米欧の因果関係を断定する資料はないとしながらも、清水貞俊は、「アメリカと欧州との関係欧州統合に、対するワシントンの関心、アメリカの官僚とアデナウアーとの関係などを考えるとアメリカこそがシューマン・プランの発案者であると考えた人があっても無理ではない<sup>40)</sup>」との William Diebold の言を引用し、アメリカが当初からシューマン・プランと無関係でなかったであろうことを主張している。このことは、ジャン・モネがシューマン・プラン発表の当日までにすでにアメリカの若干の友人と相談しているという事実によっても裏づけられる<sup>41)</sup>。シューマン・プランに対するアメリカの関わりがどれほどであっ

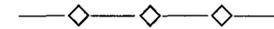
たかは別として、ともかくアメリカはその推進に対しても終始好意的であった。たとえば、その条約の署名後、1952年、相互安全保障法により、共同体への直接援助を提供し、54年4月、モネ最高機関の訪米の折、アメリカは共同体にたいし22カ年年賦1億ドルの借款を与えたのである<sup>42)</sup>。

これに対し、プレヴァン・プランにたいするアメリカの反応は、当初きわめて冷淡であり、むしろ批判的であった<sup>43)</sup>。アメリカはEDC交渉には多大の時間が要することを予測し、何よりも西ドイツの再軍備を急務とし、そのNATO軍への編入を望んだのである。すなわちアメリカは、西ドイツの再軍備を単純な防衛問題として扱えようとしたのである。これに対し、根づよい対独恐怖感に悩むフランスは、あくまでもそのNATOへの編入に極力反対し、高度の超国家機関の管理による共同防衛体制に固執した。

50年12月19日、NATO理事会においてSpofford Plan<sup>45)</sup>が採択され、英米仏三国は、西ヨーロッパ防衛における西ドイツの寄与を検討することで、一応の合意をみた。詳細な交渉経過は省略するが、その後アメリカ側のペータースベルグ・プラン、フランス側のパリ・プランの検討を経て、アメリカが正式にEDC創設案の支持に踏切ったのは、ようやく51年9月14日の三国外相会議(於ワシントン)においてであった。シューマン・プランが、公表後わずか一週間のうちにアメリカにより支持表明されているのと、実に好対照である。前述のように(213頁)、プレヴァン・プランの考案はまさしくフランスによる妥協の産物であったが、同時にその交渉の進展は、いかなる形にしる西ドイツの再軍備を完遂せねばならないアメリカ側の妥協によるところも大きかったのである。こうして、53年1月28日、ようやく条約の起草が完了し、曲折を経ながらも5月27日、パリにおいて加盟6カ国政府により調印された。

いったんEDC支持に踏切ってからのアメリカは、その推進に積極的姿勢を示すにいたった。その背景には、ヨーロッパ防衛組織の確立によりNATOへの自国の財政援助を抑制し、近い将来に在欧米軍を減少させた

いと考えるアメリカの打算が作用したといわれている<sup>47)</sup>。条約調印と同時に「英米仏三国共同宣言」が採択され、米英両国はNATO条約との関連のもとにEDC諸国にたいし軍事的保障の提供を約束する。アメリカの積極的姿勢は、53年1月、Dwight David Eisenhowerの大統領就任およびダレス國務長官の誕生により、いっそう明確となる<sup>48)</sup>。そのごEDCの成立についてフランスが次第に消極化するにつれて、逆に、アメリカはその成立に関しフランスをはじめとするEDC諸国にたいして政治的圧力を加えはじめるのである<sup>49)</sup>。フランス国民議会での最終的決定を前にして、54年4月16日、アイゼンハワー大統領はEDC諸国に書簡を送付し、イギリスと同様、米軍の欧州駐留、米軍とEDC軍との可能な限りの統合、その他いっそうの軍事的保障の提供を約束したが、周知のように、結果は空しく終わった。(フランスがEDCの成立に消極化する過程とその理由については、第三章で扱いたい。)



以上、シューマン・プランとプレヴァン・プランに共通する若干の主要問題について検討を施してきた。もちろん、残された問題は数限りない。たとえば、いずれも、西ドイツがまだ占領管理下に置かれていた時代の計画であり、そのため、西ドイツの条約締結権にかんする問題、管理国相互間の(とりわけ、英米仏とソ連との)問題、ポツダム協定との関連などが問われなければならない<sup>50)</sup>。また、各加盟国における個別的な反応についても、より詳細に検討する必要があるであろう。その他、技術的・手続的問題を挙げれば枚挙にいとまない。そのいくつかについては、機会を改めて検討することにしたい。

#### 註

- 1) Amitai Etzioni, "European Unification: A Strategy of Change", World Politics, Vol. XVI, No. 1, Oct. 1963, pp. 33-34.
- 2) 穿った見方であるが、エツィオニは、それがアメリカほどにヨーロッパを

- 援助できないソ連を困らせるためであり、またアメリカ自身、単独では援助したくなかったためであると述べている。ibid., p. 34.
- 3) チェコスロヴァキアは、7月7日、いったん参加を決定したが、10日に撤回している。日本国際政治学会編「欧州統合の研究」有斐閣、1964年、12頁。(巻末の欧州統合年誌による。)
- 4) これについて、Hajo Halbornは、アメリカが将来のロシアの意図を読み違えたこと、さらにドイツ再建の長期計画を欠いていたことを指摘している。Hajo Halborn, "American Foreign Policy and European Integration," World Politics, Vol. VI, No. 1, Oct. 1953, pp. 5-8.
- 5) ibid., p. 5.
- 6) C.L. ロバートソン著・岡本順一訳「国際政治——戦後小史」法律文化社、1969年、47頁。
- 7) 深谷満雄「欧州統合とアメリカ」『欧州統合の研究』所収、83頁。
- 8) Hajo Halborn, op. cit., p. 11.
- 9) ヨーロッパの統合は、OEECにおいてまず共産諸国が排除され、さらにECSC以後、イギリスが除外されることにより、いっそう容易となった。こうして、1945年以来、統合は同質性の形成というより、異質性の排除によって推進されてきた。(イギリスがのちに加盟できたのは、同質性の集団形成の基盤がすでに確立され、異質性の侵入によっても、もはや同質性が破壊されないだけ条件が整ったことによるものと考えられる。)
- Amitai Etzioni, op. cit., p. 33.
- 10) W. Hartley Clark, Politics of the Common Market, Prentice Hall, Inc, 1967, pp. 5-6.
- 11) John Biggs-Davison, M. P., The Walls of Europe, Johnson: London, 1962, pp. 62-63.
- 12) 第二次大戦後のフランス外交政策について、かれはつぎのように分析している。
- ① 1944~47年——東西間の調停者たろうと努めた。
- ② 47~50年——「忠実ではあるが、しぶしぶ」'faithfully but reluctantly' 西側の見解に従った。
- ③ 50年以降——ようやくヨーロッパの再建に乗り出した(当初は、なお東ヨーロッパをも考慮に入れていた。)
- Raymond Aron, "Historical Sketch of the Great Debate," in France Defeats EDC (,edited by Daniel Lerner and Raymond Aron), Frederick A. Praeger, New York, 1957, p. 3.

- 13) ibid., p. 3.
- 14) John Biggs-Davison, M. P., op. cit., p. 67.
- 15) 入江啓四郎「欧州石炭鉄鋼共同体の成立」国際法外交雑誌第52巻第1・2合併号所収、1953年、70-71頁。
- 16) 一方、東ヨーロッパ側の反応としては、1948年6月24日、東ヨーロッパ8カ国外相会議での、全ドイツ統一政府の樹立に関する宣言、50年10月31日、同趣旨のプラーグ宣言がある。
- 入江啓四郎「宿命の独仏関係——その打開は可能か絶望か」世界週報第33巻第35号、1952年12月11日発行、25頁。
- 17) ソ連は、たんに抗議にとどまらず、いわゆる「平和功勢」、および53年8月14日、12月26日付の覚書などを通してフランスの条約批准を牽制し、EDCの実現阻止に全力を尽した。
- 同前、25頁。
- 18) 同前、21頁。
- 19) ザール帰属問題の解決は、56年10月27日、アデナウアー西独首相とモレ仏首相との会談に待たねばならなかった。
- 20) 入江「欧州石炭鉄鋼共同体の成立」56頁。
- 21) ECSC・EDCが、いずれもジャン・モネの発案になることについては、左記参照のこと。
- Amitai Etzioni, op. cit., pp. 48-49. Hajo Halborn, op. cit., p. 17.
- 入江・前提論文、55-56頁。
- 22) Raymond Aron, op. cit., p. 6.
- 23) 1952年5月27日、英米仏三国共同宣言。53年2月12日、マイエル仏首相、ビドー仏外相、訪英。9月22日、イギリス、協力関係強化にかんする新提案。54年4月13日、イギリスとEDCの協力に関する協定(アメリカとの16日)調印。詳細は、吉村健蔵「欧州の軍事統合」『欧州統合の研究』所収、48頁。
- 24) 吉村・前提論文、46頁。
- 25) たとえば、EDC 条約第5条、第18条、第47条、第68条第2項・第3項、第69条第2項・第3項、第102条第1項、第120条第2項・第3項、第128条など。
- 26) Hajo Halborn, op. cit., p. 15.
- 27) 内山正熊「欧州統合とイギリス」『欧州統合の研究』所収、56-57頁。
- 28) Hajo Halborn, op. cit., pp. 16-17.
- 29) 田中 勇「欧州の政治的統合」『欧州統合の研究』所収、34頁。
- 入江・宿命の独仏関係、19頁。
- 30) 吉村・前提論文、43頁。

- 31) ロバートソン・前提書, 190頁。
- 32) 播里枝「欧州統合と独仏和解」『欧州統合の研究』所収, 69-70頁。
- 33) ロバートソン・前提書, 190頁。  
政権復帰後におけるチャーチルの欧州統合観の変化が何によるのか、きわめて興味ぶかい。いくつかの仮説が想定される。
- ① チャーチルはもともと権力政治家であり、積極的な統合論者ではなかった。かれがヨーロッパ統合の推進を力説したのは、戦後51年10月にいたるまで、野党保守党首としての立場にあったからである。
- ② 統合論者としてのチャーチルの個人的意思にも拘らず、戦後約6年間の労働党政権の間に社会主義的政策や機能主義的統合が定着し、政府・議会の多数派が反共的性格をもつ国際組織への加入に賛成しなかった。
- ③ チャーチルが欧州統合の必要を力説するのは、もっぱらソ連の脅威への対抗上の戦略であり、超国家的な共同体を想定していたためではない。この最後の考えはAllan Hovey, Jr.の主張である。かれは、このことさえ理解していれば、政権復帰後におけるチャーチル保守党政権の態度の変更にも大陸人は幻滅するに及ばなかったのに、と述懐している。  
Allan Hovey, Jr., "Britain and the Unification of Europe," International Organization, Vol. IX, No. 3, Aug. 1955, p. 325.
- 34) *ibid.*, p. 324.
- 35) *ibid.*, p. 328.
- 36) 和田信興「『欧州統合』運動の展開過程」世界経済1953年1月号所収, 22頁。
- 37) 中川 進「欧州防衛共同体(EDC)条約の1953年間における進展」ジュリスト第49号, 1954年1月1日, 17-18頁。
- 38) 詳細は、吉村・前提書, 48頁。
- 39) 1953年10月上旬、チャーチル英首相は、フランスがEDC批准を否定すれば、西ドイツの再軍備はNATOを通じて行われねばならないであろうと、警告を発している。同時に、英軍の欧州駐留に関し言質を与えている。いずれも、フランスの早期批准を促すための発言として注目される。  
中川・前提論文, 18頁。
- 40) 清水貞俊「欧州経済統合論」雄渾社, 214頁。
- 41) Amitai Etzioni, *op. cit.*, pp. 48-49.  
深谷・前提論文, 88頁。  
清水貞俊は、より具体的に、シューマン、プランの提案が、ポール・ホフマン(ECA長官)、アベレル・ハリマン(元商務長官・当時駐仏特別大使)、ジョン・マックロイ(駐独高等弁務官)らをパイプとして、トルーマンやアチソン

- と緊密な連絡をとって行われたことを指摘している。  
清水・前提書, 215頁。
- 42) 深谷・前提論文, 88頁。
- 43) 発表当初、アメリカにおけるプレヴァン・プランへのおおかたの反応は、「利己的で短視的」(ニューヨーク・タイムス紙)、「最良の友を挫く」(ヘラルド・トリビュン紙)といったところであった。  
同前, 88頁。
- 44) 詳細は、同前, 88-89頁。
- 45) スポフォード・プランによれば「国連軍の国別単位は、プレヴァン・プランの主張するように大隊(battalion)ではなく、5,000ないし6,000名の部隊となるであろう。他の部隊にたいしその比率は5分の1を超えてはならないが、ドイツ人戦闘部隊が創設されるべきものである」(深谷・同前88頁)。これは明らかに、ヨーロッパ防衛軍の基本的構成はプレヴァン・プランにしたがい、一方で、一定範囲内におけるドイツ人部隊の創設を認めることによりアメリカ案を採用するという、米仏妥協案にほかならない。これについては、本稿第3章で再論する。
- 46) 詳細な交渉経過は、左記参照のこと。深谷・前提論文, 87-89頁。
- 47) Hajo Halborn, *op. cit.*, pp. 13-14.
- 48) 深谷・前提論文, 88-89頁。
- 49) ダレス米國務長官は、EDC批准促進のため、1953年1月31日～2月8日、EDC各国を歴訪している。さらにかれは、EDCが成功しないばあい、アメリカとしては、ヨーロッパにたいする援助を「再考」'rethink'し、「苦惱に満ちた再評価」'agonizing reappraisal'をせざるを得ないと述べている。  
John Biggs-Davison, *op. cit.*, p. 68.
- 50) この点に関する詳細は、左記参照のこと。入江「欧州石炭鉄鋼共同体の成立」67-72頁。

## 二、設立条約における超国家性の比較検討

前章で検討したように、EDC・ECSC両共同体は、いずれも両次大戦後におけるヨーロッパの政治的・経済的疲弊を背景とし、さらに冷戦激化という歴史的契機に刺激されることにより提唱されるにいたった。したがってそれらは、一方では独仏の和解を、他方ではソ連との対抗を余儀なく

された。両者はまた、イギリスが直接的には参加せず、大陸六ヶ国による統合の試みとなった点においても、共通している。しかるに、結果は、ECSCのみが一応の成功を遂げ、EDCはついに統合論者の野心を充たすことなく崩壊した。何故であろうか。こんにち、その原因は、EDC設立条約における高度の超国家性に求められるのがふつうである。しかし、ECSCとの比較において、それは事実といえるであろうか。以下において、とくに「超国家性」という視点から、EDC・ECSC各設立条約について比較検討を試みることにしたい<sup>1)</sup>。因みに、ここに国際組織における「超国家性」とは、端的にいえば、第一に、当該組織が非政府間機関を有し、その職員の地位が自国政府から独立しているということ、第二に、その機関が国家主権を拘束する決議・立法権を有するということであり、その権限は直接加盟国国民(個人)に対しても及ぶものでなければならない<sup>2)</sup>。但し、そのことばの概念について、本稿ではこれ以上立ち入らない<sup>3)</sup>。

### 1. 一般的比較

両条約の前文は多くの類似点を有するが、とりわけそれはつぎの三点に求められる。すなわち、第一に、その共同体が自由諸国民の結束により世界平和の建設を図るものであること、第二に、独仏和解の趣旨が示唆されていること、第三に、それが超国家的組織であること、または少なくともそれを目標とするものであることが明示されていることである。本稿の目的は超国家性について比較検討することにあるので、第一・第二の点にはこれ以上言及しない。

ECSC条約前文には、実は「超国家的」‘supranational’ということばは存在しない。「将来の共通の運命を方向づけることのできる制度の基礎を築くことを決意」という婉曲的な表現において、そのことが示唆されているだけである。これを受けて第9条第5段および第6段において(すなわち最高機関構成員の地位に関する規定のなかで)、それぞれ「構成員はそ

の職務の超国家的性格と相容れないすべての行為を慎まなければならない」「各参加国は、右の超国家的性格を尊重し」と規定されている。

それに対して、EDC条約前文はヨーロッパ防衛軍を「超国家的ヨーロッパ機構」として位置づけ、「統一ヨーロッパの形成への新たな且つ基本的段階を画するもの」であることを意識している。より具体的に「共同の予算と共同の軍備計画の確立」をも予定している。さらに第1条は「締約国は、共同の機関、共同の軍隊及び共同の財政からなる、超国家的性格を有する欧州防衛共同体を組織する」と規定し(ECSC条約第1条は、たんに、締約国は、相互の間に、共同市場、共同目的、および共同機関を基礎とするヨーロッパ石炭鉄鋼共同体を創設する」と規定)、なお重要なことに、第38条第1項において「最終的性格の機構は……究極的な連邦又は国家連合制の構成要素を組織するように改編されなければならない」と規定している。

このようにみるなら、EDCはたしかにECSC以上に超国家的組織であるかもしれない。しかしながら、反論する余地がいくらかある。第一に、これらは概して綱領的規定であるにすぎない。EDC条約に「超国家的」ないしそれに相当する用語の多いことは、対独不信感をもつフランスがそれをすぐれて超国家的な組織として位置づける必要から生じた結果と考えられるが、理由の如何を問わず、そのことはあながち無意味とは言えない。けれどもそれは、綱領的規定である限り、何らの制裁力ないし拘束力を伴うものではなく、宣言的な効果をもつにすぎない。第二に、EDC条約は超国家性を強調する反面において、各国固有の権限および国家的愛国心にたいしても相当の配慮を行なっている。すなわち、前文において、「共同の軍隊は、国家的愛国心はその力を失うことなく、むしろ却って強国なものであり、且つより広い枠において調和されるものである」ことを明記し、第3条もまた、「共同体は締約国の固有の利益が、その基本的利益と矛盾しないすべての範囲で考慮されていることに留意しなければならない」と

している。このことは、EDC条約における加盟国の権限事項がECSC条約に比して圧倒的に多数であることによって、客観的に裏づけられる(資料[IV])。第三に、綱領的規定はその趣旨が条約本文においていかに保障されているかという点から、さらには現実の運用面において、実質的に査定されなければならない。逆にいえば、たとえばヨーロッパ経済共同体(EEC)条約では「超国家的」という用語はまったく用いられていないが、

資料[IV]

		EDC・ECSC条約における各機関の権限				うち重複数	
		EDC		ECSC			
1	加盟国の権限	一般的権限		31		22	13
2		加盟国間の合意による権限		12	44	7	31
3		総本部・最高機関との協議を要する権限		1		2	1
4	理事会の権限	全会一致による権限		23		13	2
5		制限多数による権限		15		1	1
6		一般的権限(原則=多数決)		26	65	15	31
7		総本部・最高機関への諮問を要する権限		0		1	0
8		総会への諮問を要する権限		0		0	0
9	総本部または最高機関の権限	加盟国との協議を要する権限		10		2	0
10		理事会との共同行為における権限		2		1	0
11		理事会への諮問を要する権限		4		15	0
12		理事会の全会一致の同意を要する権限		12	84	6	98
13		理事会の制限多数による同意を要する権限		6		3	0
14		理事会の単純多数による同意を要する権限		1		8	0
15		一般的権限(原則=単純多数決)		50		63	12
16	総権限の	総会の権限		14	14	6	6

原則として各権限の配列は、起国家性の低いと考えられる順位による。算定の基礎は、第2章註(4)に詳細に示した。

資料[V] EDC・ECSC条約における理事会の権限中、総本部または最高機関の提案等にもとづく権限

理事会の権限 総本部または最高機関	全会一致		制限多数		一般的権限	
	EDC	ECSC	EDC	ECSC	EDC	ECSC
提案・提出	第78条乙第4段	第58条第5段	第78条乙第4段		第109条第5段	第18条第6段
	第104条第7項前段	第59条第1項前段 第59条第2項前段 第72条前段 第74条前段(3)	第107条第2項後段			
勧告	第72条第2項第1段					
注意喚起		第59条第1項前段				
計	3	6	2	0	1	1

(同一規定)

(これらは、資料[VI]では、理事会の権限と、総本部もしくは最高機関の権限として、それぞれ別個に扱い、算定している)

条約本文において実質的にそのような機能の遂行が保障され、あるいは現実の運用においてそれが保障されているならば、それこそ「超国家的」というにふさわしいと考えられるべきであろう。その意味における実質的な比較を試みたのが、資料[IV]および[V]である<sup>4)</sup>。(但しEDCは実現しなかったため、現実の運用面についてフォローすることができない。ここでは、もっぱら条約規定の比較検討によるほかない。万一実現していたなら、より実質的な、より意味のある比較が可能であったろう。)

その分析の結果、EDCについていえば、概して(1)加盟国および政府間機関としての理事会の権限事項が多いこと、(2)超国家機関としての

ヨーロッパ統合過程におけるEDC構想挫折の意味(1)

285

総本部（ECSC 最高機関に相当）の権限についても、加盟国との協議を要するもの、理事会の全会一致もしくは制限多数による同意を要する権限が多いことが明らかである。さらに、(3) 総本部の一般的権限事項が、ECSC と比較してわずかながら少ないこと、(4) 理事会の単純多数による同意で十分とする総本部の権限事項が少ないこと、(5) 総本部ととの協議を要する権限が、ECSC に比してごくわずかながら少ないこと、(6) 総本部に対し諮問を要する理事会の権限についても同様に少ないこと、(7) 総本部からの諮問をうけるべき諮問委員会の具体的権限事項が、条約においてまったく明示されていないこと、(8) 総会に対し諮問を要する理事会の権限事項が皆無であること、などが指摘されうる。これらはすべて、EDC における超国家性の裏づけが不十分であることを示すものである。

逆に、EDC の超国家性を証拠だてる傾向も若干指摘することができる。たとえば、(1) 総本部の権限中、理事会に諮問せねばならない事項がきわめて少ないこと、(2) 総会の権限事項が多いことなどである。また、後述するように、理事会の議決方法が ECSC のばあいには単純多数といっても、事実上は独仏いずれかの賛成票を含まねばならないのに対し、EDC では字句通りの単純多数で十分とされる（この点において、ECSC にかんする資料〔IV〕の数字はいくぶん割引いて考慮される必要がある）。さらに、資料〔V〕は、理事会権限のうち総本部もしくは最高機関の提案ないし勧告にもとづくべき事項を示したものであるが、この点では EDC・ECSC 両共同体は甲乙つけがたい。

以上の一般的比較の結果、綱領的規定においては EDC の方がはるかに超国家的といえるが、実質的には、むしろ概して ECSC の方がやや超国家的であるといえるのではなからうか。ただ、そのような傾向性にも拘らず、EDC では財政・予算上において共同性格が明確（前文・第1条および第3条第2項）であり、しかもそれが、第83～第100条の規定においてより具体的かつ詳細に規定されている（もちろん、問題の性質上、総本

286

阪南論集 第11巻第2号

部の専管事項でなく、加盟国政府との協議事項または理事会との共同責任事項であることが多いが）ことは、評価されてよいであろう。

以下において、共同体各機関の地位について個別的に検討することにした。

## 2. 政府間機関としての理事会の地位

EDC・ECSC 両共同体の理事会は、いずれも、それが (1) 加盟国政府代表により構成される政府間機構であり（EDC 第40条、ECSC 第27条）、(2) 加盟国政府と総本部ないし最高機関との間の調整機能を営み<sup>5)</sup>（EDC 第39条第1項、ECSC 第26条）、(3) 同様の手続きにより召集され（EDC 第41条、ECSC 第27条）、(4) 議長職が各国の交代制である（EDC 第40条、ECSC 第27条、但し任期は前者が3カ月、後者は6カ月）点において、本質的に共通している。両理事会で著しく異なるのは、そこにおける票決方法においてである。ECSC では、理事会の決定が原則としてその構成員の多数による（第28条第5段）としながらも、それには「共同体の石炭および鉄鋼の総生産額の少くとも20パーセントを生産する国のうちの一国の代表者の投票を含んだ参加国代表国の絶対多数」（同条同段）が含まれねばならない。要するに、独仏いずれかを含む四カ国の賛成が必要とされるのである。これに対して、EDC では、理事会決定の原則は文字通りの単純多数で十分とされる（第39条第4項）。この点では、EDC の超国家性がきわだっているが、前述のように、理事会の権限事項（とくにその全会一致または制限多数決による事項）が多いため、その効果は相殺されている（資料〔IV〕）。しかも、可否同数のばあい、理事会の決定は分担額の多い国家による投票によるものとされ（第43条第1項）、さらに特定多数によるばあい、加盟5カ国もしくは分担額の多い国家の支持を含まねばならない（第43条第2項）。理事会と総本部もしくは最高機関との権限関係については後に検討するが、予め注目しておきたいのは、EDC 条約第39条第2項

第1段の規定, すなわち, 条約の枠内において全会一致により理事会は総本部の行動のために指令を与えることができる, というものである。もちろん, このような理事会の指令のないとき, 総本部は自由かつ独立に行動できる(同条約項第3段)のであるが, これはEDCにおける理事会権限の強大さを示す一例であり, ECSC条約には見られない規定である。同様にEDC理事会の強大な権限を示すもう一つの例は, 第123条第1項にみられる。「重要且つ緊急な必要がある場合, 閣僚会議は一時的権限で, 共同体の機関又は共同体の他の権限ある組織に, 共同体の一般的義務の限度でその事態に対処するため, 且つ前記の目的の実現を確保するため必要な権能を引き受け又は授權する。この決定は全会一致を以てなされる」というものである。(但し, この規定は, 緊急時, 条約規定の欠如しているばあいには共同体に活動の余地を提供するものとして評価することができる。)——このようにみれば, 理事会権限に関する両共同体の超国家性は, いずれがより高度であるとも断定し難い問題を含んでいるというほかない。(総本部ないし最高機関との関連性を有する問題については, つぎの節に譲る。)

### 3. 超国家機関としての総本部もしくは最高機関の地位

EDC総本部の構成並びにその構成員の地位に関する規定(第20条)は, ECSC最高機関構成員のそれ(第9条)とまったく同一である。いずれも「6年の任期により任命され且つその一般的権限に応じて選任された9名の構成員で組織」される。「同一の国家の国籍をもつ二人以上の構成員を含んではならない」が, 再任命は可能である。構成員の数は, 「全会一致による閣僚会議の決定により減員」できる。構成員は自らの義務を遂行するうえで「いかなる政府からも強要されまた指示を受けないこと」。かれは, 「その職務の超国家的性格と矛盾するすべての行為を慎まなければ」ならず, その代りに各加盟国も「この超国家的性格を尊重」し, かつかれの用務実施について影響を与えないことを約束する。こうして総本部

ないし最高機関とその構成員とは, 独立の地位を保障される。但し, ECSC条約では, 最高機関構成員の職務期間中における他の職業的活動の禁止規定について, その違反に対する罰則規定はとくに設けられていないが, EDCでは, 総本部構成員の同様のばあいについて「裁判所は関係人の恩給権の喪失を判定することができる」(第20条第2項第4段)としている。

つぎに, ECSC最高機関とEDC総本部の構成員の任命について, いずれも加盟国政府の合意による(ECSC第10条第1段, EDC第21条第1項)点において, 基本的に同様である。ただECSCのばあい, 第9条に規定された最高機関構成員の地位の独立性をいっそう徹底させるために, 若干の工夫を施している。すなわち「参加国政府は, 全部の同意により, 8人の構成員を任命する。この8人の構成員は9人目の構成員の任命をおこなうが, 9人目の構成員は少くとも5票を得れば選任される(第10条第1段)」のである。但し当該の1人につき加盟国に拒否権の機会が与えられている(第10条第10段)ので, 高野雄一・筒井若水はその共著において, 「この手続きによっても, 結局は全構成者の任命について加盟国政府の意向が最終的に確認されねばならず, ローマ条約は, この点を単純に加盟国政府の合意で任命すると規定さるにとどめ<sup>6)</sup>」たのであるという。EDC条約の規定がすでにローマ条約(EEC条約)と同一であるのは, そのことを配慮したものなのか否か, 断定する資料がない。

つぎに, EDC総本部とECSC最高機関における議決の形式およびその立法権限について論及してみたい。

両機関の議決の形式は, いずれも「決定」「decision」(あらゆる部分について拘束力を有する), 「勸告」「regulation」(それが指示する目的については拘束力を有するが, この目的を達成するための適当な方法の選択は, 勸告を与えられたものの自由に委ねられる), 「意見」「opinion」(拘束力を有しない)からなることにおいて, ほとんど共通している(ECSC第14条, EDC第27条)。ただ, ECSCにおける勸告は, 個人(企業)に対しても発

せられる(第15条第2段)点で、軍事的共同体との相違を示している。(因に、同じ産業上の共同体でありながら、EEC条約は同様の規定を含まない。)

議決の行使がどの機関によって行われるかということは、国際組織の超国家性について検討するばあい、とりわけ重要な意味をもつ。たとえば、EECにおける議決権は理事会と委員会とに分掌されており(第189条第1段)、そのことがしばしばEECの機能主義・現実主義に根拠を与えるものとして引合いに出される。ローマ条約の同規定が、第2章「諸機関に共通な規定」の項に取められているのに対し、ECSC・EDC両条約では、それぞれ「最高機関」「総本部」の項において規定されていることは、意味深長である。そのことは、両者において議決権の行使が最高機関または総本部に帰属することを示唆している。また、その議決の方法が単純多数による点においても、両者は同様(ECSC第13条、EDC第24条)である。

このように、基本的にはEDC総本部は議決の行使においてECSC最高機関と同様のものでありながら、それは理事会により多大の制約を被っている。ECSCでは議決権はもっぱら最高機関に帰属し、理事会はそれに対してたんに同意を与えるために決定を行いうる(第28条第3段)にすぎない。一方EDCでは、すでに理事会の地位に関して述べたように、理事会は条約の枠内においてその全会一致により総本部の行動のために指令を与えることができ(第39条第2項)、しかもこの条約の定めるところにより理事会は決定を行い、あるいは決定を行いまは勧告を与える前に総本部が必要とする同意を与える(第39条第3項)ことができる。この意味において、少なくとも議決行使の面においてはECSC最高機関の方が、いっそう超国家的であるといえるかもしれない。そのことはまた、EDC理事会の方が数量的にも多くの理事会権限を有する事実によって裏づけられる(前述)が、このことから、一概にECSC最高機関の超国家性を断定することは危険である。なぜなら、それは、ほとんどの重要案件につい

て決定するまえに、まず理事会への諮問を義務づけられているのである(資料(IV))。

最後に、諮問委員会について言及しておきたい。同委員会はEDC総本部ないしECSC最高機関の付設機関として設置され、前者は同数の生産者、労働者代表(計20~34名)により構成され、後者はそれぞれ同数の生産者、労働者、および消費者・販売業者からなる(計30~51名——EDC第109条、ECSC第18条)。委員の任命は、EDCでは個人的資格で、かつ2年間、理事会の3分の2の多数によるのに対し、ECSCではたんに「協議会により任命される」としているだけである。その任務は、もちろん一定の事項について総本部もしくは最高機関の諮問に応じることであるが、ここでとくに指摘したいのは、同委員会にたいする両条約規定の扱いの違いについてである。ECSCでは「最高機関」の項において規定され、最高機関が諮問委員会にたいして諮問すべき事項についての多数の規定を含んでいる<sup>7)</sup>。一方EDCでは、それは「経済規定」の項において「軍縮、装備、給養及び施設の共同計画の準備又は実施にもとづく経済的及び社会的性質の問題に関して総本部と協議する(第110条第1段)」と規定するのみであり、総本部が諮問すべきそれぞれの事項については何らの具体的規定も含んでいない。このことは、諮問委員会が民間代表により構成されている以上、ECSCがいっそう民主的運営に努め、かつ超国家性とも関連する何らかの要因を含んでいるものと理解されてよいであろう(もっとも、EDCが軍事的・政治的共同体であり、ECSCが産業上の共同体であることは考慮に入れられるべきである)。

#### 4. 非政府間機関としての総会の地位

EDCの総会は、ECSCの総会と共通である(但し権限は各条約に付与されたものにより行使される)。したがって、それは同様に監督権を行使(決議権をもたない点においてそれらはEECに劣る=ECSC第20条)し、

各国議会の議員から任命される代議員または直接普通選挙により選ばれる代議員からなる( ECSC 第21条)。

もともと、ECSC にこのような議会が設置されたのは、超国家的権限を有する最高機関に対して「その官憲的性格に対する(加盟諸国政府の)不安を和らげる<sup>9)</sup>」ためであったが、その召集は年1回( ECSC は5月第二火曜日、EDC は10月の最後の火曜日)であり、実際にはそれは「単なる名目上のもので、1年中仕事をしている専門家に対して、1年1回の会合で何ができるか<sup>9)</sup>」との疑問を招いた。議員選出における直接普通選挙制度の採用は、このような議会に実質的権限を与え、組織全体の超国家性の増大に大いに貢献するであろう<sup>10)</sup>。先に述べた ECSC 条約第21条は、そのための可能性を考慮した措置であったが、実際にはそれが規定する第一の方法、すなわち各国議会の議員中より選任された78名の代表者から構成されるという方法がとられた(EDC も同様)。現在、長年にわたる委員会の要求にも拘らず、EC においてもなお欧州議会議員の直接選挙による選出は実現されるにいたっていない。

議会に実質的権限を与えるための第二の措置は、総会の最高機関または総本部にたいする質疑権( ECSC 第23条第3段、EDC 第34条乙第3段)に、第三の措置は、総会の最高機関または総本部にたいする不信任動議の上程権( ECSC 第24条、EDC 第36条)に求められる。但し、この権利の発動も、当然、総会開催期間中(すなわち年に一度)に限られ、しかも、かりに不信任動議が(投票の3分の2の多数により、かつ総会の全代議員の多数により)採択されたとしても、最高機関ないし総本部構成員の総辞職後、総会はその再編成について影響を与えることはできない( ECSC 第24条第3段、EDC 第36条第2項後段)のである。さらに EDC では、不信任投票は、総本部が職務を開始した日から数えて1年を経過するまで行えないことになっていた(第34条乙第2段)。

さらに、ECSC 条約第95条第3段では、一定の過渡期間終了後における

経済的・技術的条件の著しい変化に備えて、最高機関の権限行使に関する規則の改訂が必要となったばあいには、適当な修正を行うことが規定されている。この手続は、まず最高機関と、6分の5の多数決による理事会とにより共同で提議され、次いで裁判所に意見を求めるために提出される。その後、裁判所の審議を経て、修正案は総会に送付され、投票数の4分の3の多数により、しかも総会代議員の3分の2により承認されるならば、それは効力を発する。これには、各国政府による批准手続を必要としない。

いわゆるこの「小修正」の規定は、EDC 条約第125条に対応するものであり、そこでは、条約適用上予期されえぬ障害の発生に備えて、総本部の権限行使にかんする規則に何らかの適当な修正を加えうる可能性が定められている。これらの修正が、共同体の重要な体制上の変更(たとえば総本部と他の共同体機関との権限関係における変更)を伴うものであってはならないとしていることについても、両共同体は共通である。ところが、手続上、両者の間には重大な相違が存在する。すなわち EDC では、この修正はもっぱら理事会の、しかもその全会一致によるとされ、総本部ならびに総会は、何らの関与も許されていないのである。これは、EDC における理事会権限の強大さを示す一例にほかならない。

それにも拘らず EDC 総会の権限が ECSC に比して相対的に強大でありうるのは、つぎの二つの理由による。第一は、共同体予算にたいする総会の統制権(第87条第3項第2・3段)である。「総会は、収入又は支出を附加し、縮少し、増大し又は取消す修正を提案することができる。この提案は、関係会議によって採択された予算案の総支出額を増加することはできない」「総会は、投票数の3分の2の多数により及び総会の構成員の多数により、総予算の廃棄を提案することができる。」もちろん、このばあいにおいても、最終的な予算の決定権はやはり理事会にあることは否めない(第87条第2項および第4項)が、ECSC はじめその他の国際組織の発

展状況を考慮するならば、大いに評価することができる。

しかしながら、EDC 総会の存在を何よりも特徴づけるのは、第二の点、すなわち総会が EDC を真の超国家的機関として発展させるための青写真を作成すべき責務を負わされていたことである(第38条第1項)。もし EDC 条約が批准され、現実に発足していたならば、遅くとも以後9カ月以内には(第38条第2項) 諸種の手続きを完了し、ヨーロッパに「権力分立の原則にもとづき且つ殊に二院議会制を含む究極的な連邦又は国家連合制が確立されることになっていたのである。これこそ、「ヨーロッパ政治共同体(EPC)」を意味するものであり、EDC 構想がいわゆる EPC 構想を含むがゆえに、それはたんに軍事的統合としてだけでなく、政治的統合のための企てとしての意味を持ちえたのである。EPC については、EDC 交渉との関連のもとに後述することとしたい。

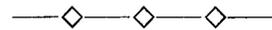
#### 5. 裁判所の権限

総会と同様、裁判所は EDC と ECSC との共通機関である(但し権限は各条約に付与されたものにより行使される)。この裁判所は、各設立条約およびその施行規則の解釈と適用にあたって、法の尊重を確保する(ECSC 第31条、EDC 第51条)。裁判所の主要な権限の一つは、理事会、総会、最高機関(または総本部)が法的権限の欠如、重要な手続の違反、条約またはその施行規則の違反、もしくは権限の濫用について相互に行う無効の訴に関して、決定を行いうることである(ECSC 第33条、同第38条、EDC 第54条、同第57条、同第58条)。この点において両共同体はほぼ同様であり、唯一の相違は、EDC では総本部にたいする無効の訴が理事会および加盟国のみでなく総会によっても行われうる(第54条第1項)ということである(これは、EDC 総会の権限の大きさを示す一例であろう)。また、共同体諸機関のうち最高機関または総本部だけがその不作為に関して加盟国および理事会により提訴されるということ、換言すれば、不作為に関する

裁判所の権限が最高機関または総本部のみに限られるということにおいても、両共同体はほぼ同様である(ECSC 第35条、EDC 第55条第1項)。これは、両共同体において決定、勧告、意見をなす権限が、最高機関または総本部のみに付与されていることの当然の結果である。このことは、一面において、EEC の命令、規則を定め、決定、勧告、意見をなす権限が、理事会と委員会とに分掌されている(ローマ条約第189条)ことと比較して、たしかに EDC・ECSC 両共同体の超国家性を示す根拠とされるに足るであろう。しかしながら、他面、そのことは、高野雄一・筒井若水の共著が示すように<sup>11)</sup>、理事会による不作為が裁判所の管轄権から除外されるという結果を招き、かえって両共同体の超国家性を低下させる要因となっている。また、最高機関または総本部の行為中、決定、勧告のみが司法統制の対象とされ、その他の議決形式がそこから除外されていることについても、両共同体は同様である。なお、前述のように、不作為に関する裁判所の権限が最高機関または総本部のみに限られるという点において、両共同体はほぼ同様であるが、ここでの唯一の相違点は、ECSC では各加盟国、理事会の他に、企業および団体もまた最高機関の不作為について提訴できるということである。もとより、個人ないし企業が提訴権をもつことは組織の超国家性を示す主要な要因であることは言うまでもない。しかし、この差異は、たんに EDC が軍事部門における統合であることによるものと考えられる。もっとも、ヨーロッパ防衛軍に配属される軍人の個人としての地位、その微罰権などについて、条約はより具体的に規定する必要があると思われる。

裁判所の強制執行権もまた、国際組織の超国家性に重大な根拠を与えるものであり、ECSC・EDC 両共同体条約はそれぞれ第44条、第66条第1段において規定している。但し、いずれにおいても、加盟国領域における最終的な強制執行権は、各加盟国の法律上の手続きと方法に委ねられている(ECSC 第92条第2段、EDC 第66条第2・第3段)。また、両共同体条約

は、EEC 条約(第228条)と異なり、条約締結権に関する明確な規定を欠いている。さらに、先に述べたように、ECSC では条約の小修正に際し、裁判所が他の共同体諸機関と同様に参加しうののに対し、EDC では、それはもっぱら理事会権限とされ、裁判所は何ら介入の余地を認められていない。EDC の超国家性は、ECSC と同等ないしそれ以下であると考えられる。



要するに、設立条約からみた両共同体における超国家性は、いずれをより多とするか、一概には言えない面を有する。この稿において試みたように、各機関の諸種の権限および権限関係について、あらゆる方面から個別的に検討されねばならないであろう。(しかも本稿は、それらについて完全に網羅するものではなく、むしろその主要論点のいくつかについて比較考察したものである。)

強いて総括するなら、理事会については概して ECSC、総会についてはやや EDC の方が超国家的要素を多く含むといえるかもしれない。総本部または最高機関および裁判所については、いずれとも断定しがたい。ただ、EDC において、加盟国の利害を代表し、かつ総本部の重要な行為について同意を与える立場にある理事会の権限が強大であるという事実は、その条約前文その他における高度な超国家的要素を相殺させる効果をもつ。しかもそこにおいては、加盟国自身のもつ権限もまた、明確である。したがって、この意味では、EDC は総合的な超国家性の程度において、むしろ ECSC に劣るといっても、あながち誤りではあるまい。しかもすでに(第1章)、両共同体設立の政治的意味について検討し、それらが多くの類似共通性をもつことを指摘した。ここに明らかなのは、政治的意味においても、条約規定における超国家性の程度においても、大差ないということである。それでは、ECSC が一応の成果を遂げて今日に及び、他方 EDC が条約署名後約2年を経ついに挫折したのは、主にどのような理由によ

るのであろうか。次章では、署名以後の条約批准交渉の進展と国際政治状況の変遷を中心として、この点の解明に努めたい。(以下続号。)

註

- 1) 本稿における条約文の引用は、左記による。EDC については、金田近二編「国際経済条約集」ダイヤモンド社、1965年、446-468頁。EDC については、中村 洸「欧州防衛共同体を設立するための条約(資料)」法学研究第26巻第7号、33-66頁。
- 2) 超国家性の本質論について、たとえば左記参照のこと。  
高野雄一・筒井若水著「国際経済組織法」東京大学出版会、1965年、69-74頁、279-324頁。本稿における比較の技術的手法は、同書の示唆に負うところが多い。
- 3) 超国家性の概念および本質については、各種国際組織の具体的な条約規定や活動の事例などに関する綿密な検討を積上げ、いずれ論及せねばならない。
- 4) 資料(IV)に茶干の説明を加え、併せて算定の基礎をなす各条項を明記しておきたい。表の欄外に記したように、①-⑩にいたる各権限の配列は、原則として超国家性の低いと考えられる順位による。
  - ① 加盟国の一般的権限に属するもの
    - (イ) EDC 条約 第10条第1項、同条第2項、同条第3項、同条第4項、同条第5項後段、第11条、第12条第1項後段、第40条第2段、第41条、第46条後段、第54条第1段、第55条前段、同条後段、第56条第1項前段、第57条第1項、第58条第1項、第65条第1項、第66条第2段、同条第3段、第75条後段、第87条第4項、第104条第7項後段、第105条第4段、第112条前段、第114条第1項第3段、第115条前段、第117条第1段、第120条第3項、同条第4項、第126条、第131条。
    - (ロ) ECSC 条約 第10条第10段、第27条第1段、第28条第1段、第33条第1段、第35条第1段、同条第2段、第37条第1段、第38条第1段、第38条第5段、第58条第2段、同条第5段、第59条第1項後段、同条第5項、第61条第3段、第67条第1項、第72条前段、同条後段、第73条第1段、第74条前段(3)、第92条第2段、第96条前段、第99条前段。なお、総会代議員へ任命権は、EDC、ECSCとも各国議会にあるが、政府権限とは趣旨が異なるため算定に加えない(EDC 条約第21条第1段、EDSC 条約第33条第1段)。
  - ② 加盟国間の合意による権限——事実上、加盟国固有の一般的権限と異ならない。

- (イ) EDC 条約 第10条第5項前段, 第15条第3項, 第18条第4項, 第21条第1項, 同条第2項第2段, 同条同項第3段, 第33条第2項, 第52条, 第70条第1項, 第79条, 第118条, 第182条。
- (ロ) EDSC 条約 第10条第1段, 同条第3段, 同条第4段, 同条第5段, 第32条第1段, 第77条, 第99条後段。
- ③ 総本部または最高機関との協議を要する加盟国の権限——加盟国の権限ではあるが, 非政府間機関の意思を考慮せねばならない。
- (イ) EDC 条約 第25条。
- (ロ) ECSC 条約 第11条後段, 第59条第3項第2段。
- ④ 理事会の全会一致による権限——政府間機関である理事会において, 一国の代表の反対があれば議事は成立しない。共同体における最重要事項であるのがふつうである。各共同体が何を最重要事項としているかを知るため, 内容に関する説明を附す。
- (イ) EDC 条約 第15条第2項第3段(欧州軍組織の修正), 第20条第1項第4段(総本部構成員の減員), 第23条後段(総本部構成員の職務停止等), 第24条第3項(総本部構成員の減員に伴う措置), 第39条第2項(総本部の行動にたいする指令), 第47条第2項(NATO理事会との合同会議の決議), 第48条(NATOとEDCとの関係に関する議定書に定める事項の決定), 第72条第2項(軍組織統一の実施——但, 総本部の勧告にもとづく), 第52条(裁判所の提議により, 裁判官増員), 第78条乙第4項(総本部の作成する欧州軍第1本部隊組織に関する計画の認証), 第85条後段(会計委員会委員の数), 第87条第2項(a)(支払額, 予算額, 各国分担額の決定), 第94条第2段(分担額の決定方法), 第95条第1項(自国以外の通貨による分担額の支払いの承認), 同条第2項(同条第1項の制限), 第99条第3段(共同体の対外援助への同意), 第104条第7条前段(計画実施上の行為につき匡正権——加盟国または総本部の提出にもとづく), 第107条第4項(a)(例外的武器免許), 第119条(公用語に関する規則決定), 第120条第3項(基本部隊の規定外地域への駐留, 学校設置等——各国議会の承認後), 第123条第1項(重要かつ緊急必要時に必要権能をひき受け, または他の共同体機関に授權する権限), 第124条後段(条約規定にないばあいで, かつ必要時に, 総本部が発議しないとき, 総本部に決定または勧告を促す), 第125条(総本部の権能行使に関する規則の修正)。
- (ロ) ECSC 条約 第9条第2段(最高機関構成員の減員), 第32条第4段(裁判所の提議により裁判官増員), 第58条第5段(割当制度につき反

- 対決定——最高機関および加盟国の提議にたいし), 第59条第1項前段(不足産品につき反対決定——最高機関の注意喚起にたいし, かつ同機関による必要措置にかんする提議にたいし), 同条同項後段(不足産品の確認), 同条第2項前段(炭鉄資源の分配——最高機関の提議にもとづく, かつ最高機関への諮問の後), 同条第5項(輸出制限決定——一加盟国の提議による), 同条第6項後段(輸出制限制度の終了決定), 第61条第3段(生産物価格の決定), 第72条前段(関税の最高・最低率決定——加盟国, 最高機関の提案による), 第74条前段(3)(輸入に伴う生産上の損害に対する措置), 第81条後段(附属書一覧表の補足)。なお, 第59条第1項前段の規定は, 2個として算定した。
- ⑤ 理事会の制限多数による権限——重要事項であり, 理事会固有の権限ではあるが, 全代表が一致するに及ばない。(実際には, 独仏いずれかの反対があれば決定できない仕組みになっている。)
- (イ) EDC 条約 第46条前段, 第77条第2項, 第78条乙第4項, 第85条後段, 第87条乙(b), 第89条第2項, 第99条第5段, 第102条第2項, 第103条第2項, 第104条第5項後段, 第105条第3段, 第107条第2項後段, 第114条第1項第2段, 第123条第2項前段, 第126条。以上のうち, 第78条乙第4項と第107条第2項後段は, 総本部の発案ないし提出にもとづく。
- (ロ) ECSC 条約 第96条前段。
- ⑥ 理事会の一般的権限——両共同体ともに, 原則として理事会における決議は多数決による。他の国際組織に比して, ヨーロッパ諸共同体が超国家的であることの一例である。但し, 本文で述べたように, ECSC のばあいは, 事実上制限多数であり, 同条約規定において前述のごとく理事会による制限多数事項が一個しか見当たらないのは, そのためであろうと考えられる。EDC 条約第39条第4条, ECSC 条約第28条第5段。
- (イ) EDC 条約 第15条第3項, 第21条第4項後段, 同条第5項, 第23条前段, 第34条第2段, 同条乙第4段, 第39条第1項, 同条第3項, 同条第5項, 第44条, 第45条, 第46条後段, 第47条第1項, 第54条第1段, 第55条第1項前段, 同条項後段, 第86条後段, 第87条乙第1項前段, 92条第3段, 同条第5段, 第106条前段, 第107条乙後段, 第109条第5段(総本部の提案による), 第110条第2段, 第130条後段。
- (ロ) ECSC 条約 第10条第7段, 第12条第2段, 第18条第2段, 同条第6段, 第22条第2段, 第23条第2段, 第26条第1段, 同条第3段, 第28条第2段, 第29条, 第30条, 第33条第1段, 第35条第1段, 同条第2

段, 第78条第6項第1段。

(7) 総本部または最高機関への諮問を要する理事会の権限——理事会権限に対する一つの歯止めであるが, 事例はごく少ない。

(イ) EDC 条約 該当条項ナシ。

(ロ) ECSC 条約 第59条第2項前段。

(8) 総会に対し諮問を要する理事会の権限——理事会権限に対する歯止めとしての機能を, 総会に付与することができる。

EDC, ECSC では, これに該当する規定は存在しない。EEC 条約の規定では18が数えられるという(高野・筒井・前掲書, 307-308頁。)

(9) 加盟国との協議を要する総本部または最高機関の権限——非政府間機関としては最も弱い権限に属する。

(イ) EDC 条約 第31条第2項, 第75条前段, 同条後段, 第77条第1項後段, 第87条第1項前段, 第96条第3段, 第101条, 第104条第1項, 第105条第3段, 第111条。

(ロ) ECSC 条約 第66条第7項, 第68条第2項。

(10) 理事会と総本部または最高機関との共同行為による権限——広義には, 総本部または最高機関と理事会との相互的諮問ないし協議による権限, さらに理事会の同意にもとづく総本部または最高機関の権限は, すべて共同行為であると考えられる。その意味では, 両機関の共同行為として, EDC では25, ECSC では34を認めることができる。(資料[IV]の⑦及び⑩~⑭が, すべてこれに該当する。)超国家性は, 基本的には, そのことによって減殺されるはずのものである。しかしながら, 単純多数決ないし制限多数決の採用によって, 少なくとも他の一般的国際組織以上には超国家性を保持しているといえるのである。但し, ここでは共同行為を共同審議等, 字向通りの狭義に解し, 他は, 別項目として取扱うこととした。なお, 相互協議の原則については, EDC 条約第29条, ECSC 条約第26条第2段が規定している。

(イ) EDC 条約 第105条第1項, 第129条。

(ロ) ECSC 条約 第95条第4段。

(11) 理事会への諮問を要する総本部または最高機関の権限——これに関する原則規定は, EDC 条約第39条第5項, ECSC 条約第28条第5段である。いずれも, 理事会は総本部または最高機関の諮問にたいし, 必ずしも票決によることなく審議する旨, 規定している。総本部または最高機関が政府間機関である理事会に諮問せねばならないことは, それら機関の超国家性の不徹底を示唆するものである。

(イ) EDC 条約 第56条第1項後段, 第105条第2段, 同条第3段, 第104条第1段(これらはいずれも「協議」である)。

(ロ) ECSC 条約 第37条第2段, 第50条第2項, 第51条第1項後段, 第53条第1段(イ), 同条第2段, 第59条第6項前段, 第60条第1項第2段, 第61条第1段, 第62条前段, 第66条第1項, 第67条第2項第1段, 第67条第3項, 第68条第2項, 同条第3項, 第73条第2段。

(12) 理事会の全会一致の同意を要する総本部または最高機関の権限——理事会の一致事項であり, やはり共同体の重要事項がこれに属することが多い。内容を添えて列記する。

(イ) EDC 条約 第15条第3項(単位部隊の組織計画の修正), 第31条1項(司令官以上の階級の授与), 同条第3項(a)(高官職の賦与), 同条第4項(局長の任命), 第44条(兵員の地位その他規定の修正), 第68条第2項(同一国民系統による軍団組織の許可—NATO 最高司令官の勸告による), 第69条第2項(異なる国民系統からなる基本単位部隊で, 上級本部の隊形に集合されない部隊の編成—NATO 最高司令官の勸告による), 第71条(軍隊組織計画の確立), 第77条第1項(欧州軍の領土的進駐に対する NATO 最高司令官の勸告排斥), 第120条第2項(a), 同条同項(b)(欧州軍の駐留, 学校等の設置, 第124条前段(条約規定が欠如するばあいにおける決定・勸告権)。

(ロ) ECSC 条約 第53条第1段(ロ)(金融機構の設置), 第53条第2段(設備資金の調達・援助等), 第58条第2段(割当制度の実施), 第74条前段(3)(輸入に伴う生産上の重大な損害に対する措置), 第95条第1項, 同条第2項(決定・勸告・制裁権——諮問委員会に諮問したのち)。

(13) 理事会の制限多数による同意を要する総本部または最高機関の権限——前項より超国家性はかなり高まる。

(イ) EDC 条約 第13条後段, 第14条前段, 同条後段, 第90条第1項, 第104条第4項, 第107条第5項。

(ロ) ECSC 条約 第56条第2項, 第88条第3段(イ), 同条同段(ロ)。

(14) 理事会の単純多数による同意を要する総本部または最高機関の権限——理事会の同意としては最も開放的な規定である。超国家性の最も重要な指標に属する。

(イ) EDC 条約 第106条前段。

(ロ) ECSC 条約 第55条(ハ), 第56条第1段(ロ), 第58条第1段, 第59条第5項, 第66条第3項, 第67条第2項第2段, 第74条前段(2), 同条同段(3)。

- ⑮ 総本部または最高機関の一般的権限——これら両機関における議決の原則は、単純多数による(EDC条約第24条、ECSC条約第13条第1段。)
- 国際組織の超国家性を高めるには、このような権限の増大を図るべきことは言うまでもない。
- (イ) EDC条約 第15条第3項、第19条、第23条前段、第26条第1項(a)、同条同項(b)、同条第2項(a)、同条同項(b)、第27条、第31条第3項(b)、第34条第2段、同条乙第3段、第39条第2項第3段、第41条、第57条第1項、第58条第1項、第71条、第72条第2項、第73条第2項、同条第3項、第74条、第76条、第77条第1項、第78条前段、同条後段、同条乙第1項、同条乙第2項、同条乙第4項、第78条第4項、第88条第2項、第91条第1項、第94条第4段、第99条第1段、第103条第2項、第104条第2項、同条第7項前段、第106条後段、第107条第2項後段、同条第3項、同条第4項(c)、同条同項(e)、第108条第1項前段、同条同項後段、第109条第5段、第114条第1段、第115条後段、第116条、第117条第1段、同条第2段、第126条前段。
- (ロ) ECSC条約 第8条、第12条第2段、第14条、第15条第4段、第16条第2段、同条第3段、第18条第6段、第19条第4段、第22条第3段、第23条第2段、第28条第1段、第38条第1段、第49条、第50条第3項、第51条第2項、同条第3項、第54条第3段、同条第6段、第55条第2項(イ)、同条同項(ロ)、同条第3項、第56条第1項(ハ)、第58条第3段、同条第5段、同条第6段、第59条第1項前段、同条第2項前段、同条第2項後段、同条第3項、同条第7項、第74条前段(3)、第60条第2項(イ)、同条同項(ロ)、第62条前段、第63条第1項、同条第2項前段、同条同項後段、同条第3項、第64条、第65条第2項、同条同項第2段、同条同項第3段、同条同項第4段、同条第4項後段、同条第5項、第66条第5項第1段、同条同項第2段、同条同項第3段、同条同項第4段、同条同項第5段、同条同項第6段、第66条第6項、同条第7項、第67条第2項第3段、第68条第6項、第70条第4段、第71条第3段、第72条前段、第75条後段、第78条第3項第4段、第90条後段、第91条、第96条前段。(なお、第38条第1項は2つの別個の権限を含むので、2個として算入した。)
- ⑯ 総会の権限
- (イ) EDC条約 第33条第1項後段、第34条第2段、第36条第1項、同条第2項、第37条前段、第38条第1項(a)、同条項(b)、同条同項(c)、第57条第1項、同条同項第3段、第92条第4段、第97条第2項第2段、同

- 条同項第3段。(その他、理事会の同意を要する権限として、第38条第2項がある。)
- (ロ) ECSC条約 第20条、第22条第3段、第24条第1段、同条第3段、第95条第5段。
- 5) 50年5月3日、モネが完成した草案をシューマン外相に提出したとき、かれは、シューマンが一定の経済管轄権を閣僚から超国家機関の手に譲渡するものと予期していたといわれる。しかし実際には、最高機関は理事会により制約を受けることになった。一又正雄は、これが原案にたいする最も重要な修正であったと指摘している。
- 一又正雄「西欧統合と国家主権の問題」国際法外交雑誌第52巻第1・2合併号所収、1953年、16頁。
- 6) 高野・筒井・前提書、292頁。
- 7) ECSC条約において、最高機関の権限中、諮問委員会への諮問を必要とする規定は、運輸・通商政策以外の経済社会規定全般にわたり、21カ所に認められる。下記の通りである。
- 第46条第4段、第53条前段(イ)、同条後段、第55条第2項、第56条前段(イ)、第58条第1段、同条第5段、第59条第1項、同条第5項、同条第6項、第60条第1項後段、同条第2項(イ)、同項(ロ)、第61条第1段、第62条前段、第66条第1項、第67条第2項第1段、第67条第3項、第68条第2項、同条第3項、第95条第1段(以上)。
- 8) 一又・前提書論文、10頁。
- 9) 同前。
- 10) 詳細は左記参照。
- David Coombes, *Politics and Bureaucracy in the European Community*, 1970, pp. 69-76.
- 11) 高野・筒井・前提書、311-312頁。